

令和2年4月24日

保護者の皆様

三木市教育委員会

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の延長」に係る小学校等の保護者に向けた周知について（お知らせ）

日ごろから、本市教育の推進にご理解、ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休校に伴い、子どもの世話をを行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている保護者を対象に、「委託を受けて個人で仕事をする方」（個人で事業を営む子どもの保護者）向けの新たな支援を行っております。新たな支援については、一定の要件を満たす「委託を受けて個人で仕事をする方」（子どもの保護者）に、就業できなかった日について1日当たり定額（4,100円）を支給するものです。この支援金については、令和2年3月18日に施行され、同日から「学校等休業助成金・支援金受付センター」において、申請書の受付をしているところです。

今般、この支援金については、令和2年3月31日までの対象期間を令和2年6月30日まで延長し、受付期間も令和2年9月30日までとすることになりました。

つきましては、支給要件、申請等の手続の問い合わせ先について下記のとおり、お知らせいたしますので、参考にしてください。

#### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金について  
（委託を受けて個人で仕事をする方向け）  
「学校等休業助成金・支援金受付センター」の申請窓口や必要書類等については、  
下記リンク先に掲載しています。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)
- 2 支給要件、申請等の手続の問い合わせ先について  
下記コールセンターに直接問い合わせ願います。  
学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ※土日、祝日を含む  
0120-60-3999（受付時間9：00～21：00）